

第七四回

参第六号

政治資金規正法の一部を改正する法律（案）

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「公明を図り、選挙の公正を確保し、以て」を「公明と公正を確保し、もつて」に改める。

第四条中「第二条の規定による選挙において、公職選挙法の定めるところにより、」を「公職選挙法第八十六条の規定により」に、「者をいう」を「者をいい、当該候補者となろうとする者及び同法第三条に規定する公職にある者を含むものとする」に改める。

第五条第二項中「、その供与又は交付の約束」を削り、「、会費」を「又は会費」に、「なされる」を「される」に改め、同条第三項中「、その供与又は交付の約束」を削り、同項の前に次の二項を加える。

前項の寄附には、賛助費、維持費、資料頒布代その他いかなる名称をもつてするを問わず、政党、協会その他の団体に対する資金上の援助を目的としてされる金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付を含むものとする。

この法律において政治活動に関する寄附とは、政党、協会その他の団体に対してされる寄附（政党、協会その他の団体の代表者、主幹者又は会計責任者と意思を通じて当該政党、協会その他の団体のために当該政党、協会その他の団体以外の者が受ける寄附を含む。）及び公職の候補者の政治活動（選挙に関する活動を含む。）に関してされる寄附をいう。

第五条第一項中「、その収受の承諾又は約束」を「又はその収受の承諾」に改め、同項の次に次の一項を加える。

この法律において党費又は会費とは、いかなる名称をもつてするを問わず、政党、協会その他の団体の党則、規約その他これらに相当するものに基づく金銭上の債務の履行として当該政党、協会その他の団体の構成員が負担するものをいう。

第九条第一項を次のように改める。

政党、協会その他の団体の会計責任者は、会計帳簿を備え、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 政党、協会その他の団体のすべての収入及び支出（当該政党、協会その他の団体の代表者、主幹者又は会計責任者と意思を通じて、当該政党、協会その他の団体のために当該政党、協会その他の団体以外の者が受けた寄附及びその者がした支出を含む。）
- 二 前号の収入のうち党費又は会費でその年額が三十万円以上のもの及び党費又は会費以外のもので一件一万円以上のものについては、その基因となつた事実、その事実に係る相手方（同号かつこ書の寄附にあつては、その寄附をした者及びその寄附を受けた者）の氏名、住所及び職業（団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及

び代表者の氏名。以下同じ。)並びに当該収入の金額(金銭以外の財産上の利益については、時価に見積もつた金額。以下同じ。)及び年月日

三 第一号の収入のうち前号に掲げるもの以外のものについては、その基因となつた事実、金額及び年月日

四 第一号の支出のうち一件一万円以上のものについては、その支出を受けた者(同号かつこ書の支出にあつては、その支出を受けた者及びその支出をした者)の氏名、住所及び職業並びにその支出の目的、金額及び年月日

五 第一号の支出のうち前号に掲げるもの以外のものについては、その支出の目的、金額及び年月日

第十条中「年月日」の下に「(一件一万円未満の寄附にあつてはその金額及び年月日、一件一万円未満の支出にあつてはその支出の目的、金額及び年月日)」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

第十一条第一項中「千円以上」を「一万円以上」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「千円以上」を「一万円以上」に改める。

第十二条第一項中「左の各号」を「第九条第一項第一号、第二号及び第四号」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「寄附及びその他の収入並びに」を「収入及び」に改め、同条第三項中「同項第三号」を「第九条第一項第一号」に、「千円以上」を「一万円以上」に改め、同項の項番号を削る。

第十三条第一項中「寄附及びその他の収入並びに」を「収入及び」に、「左の」を「次の」に、「前条第一項各号」を「第九条第一項第一号、第二号及び第四号」に改める。

第十四条第一項及び第十七条第一項中「寄附及びその他の収入並びに」を「収入及び」に改める。

第十九条中「二千五百円以上(数回にわたりなされたときはその合計額による。)の支出」を「一万円以上の支出(以下この条において単に支出という。)」に、「左の」を「次の」に、「但し」を「ただし」に改める。

第二十二条を次のように改める。

第二十二条 法人その他の団体(政党を除く。)は、政治活動に関する寄附をしてはならない。

何人も、前項の規定に違反してされる寄附を受けてはならない。

第五章中第二十二条の次に次の四条を加える。

第二十二條之二 国又は日本国有鉄道、日本専売公社若しくは日本電信電話公社(以下「公共企業体」という。)との請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者(その者が会社その他の法人である場合にあつては、その役員。第三項において同じ。)は、政治活動に関する寄附をしてはならない。

日本輸出入銀行、日本開発銀行、農林漁業金融公庫又は北海道東北開発公庫から資金の貸付けを受けている者(その者が会社その他の法人である場合にあつては、その役

員)は、政治活動に関する寄附をしてはならない。

第一項の規定は、地方公共団体との請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者が、当該地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者又はこれらの者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する政党、協会その他の団体に対してする政治活動に関する寄附について準用する。

何人も、第一項(前項において準用する場合を含む。)又は第二項の規定に違反してされる寄附であることを知りながら、これを受けてはならない。

第二十二条の三 国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金(試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないものを除く。第五項において同じ。)の交付の決定(利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。第三項及び第五項において同じ。)を受けた者(その者が会社その他の法人である場合にあっては、その役員)は、当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から同日後一年を経過する日(当該給付金の交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日)までの間、政治活動に関する寄附をしてはならない。

国から資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人の役員は、政治活動に関する寄附をしてはならない。

会社その他の法人又は個人が資金の貸付け(試験研究、調査又は災害復旧に係るものを除く。第五項において同じ。)を受けている場合において、当該貸付けを行つている者が当該貸付けにつき国から利子補給金の交付の決定を受けたときは、当該利子補給金の交付の決定の通知を受けた日から同日後一年を経過する日(当該利子補給金の交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日)までの間、当該会社その他の法人の役員又は個人は、政治活動に関する寄附をしてはならない。

国有財産又は公共企業体の財産の無償又は低額の対価による譲渡又は貸付けを受けた者(その者が会社その他の法人である場合にあっては、その役員)は、当該譲渡又は貸付けに係る契約の成立した日から同日後一年を経過する日までの期間(当該貸付けに係る契約の期間が一年を超えるときは当該契約の期間)内においては、政治活動に関する寄附をしてはならない。

前四項の規定は、次の各号に掲げる者が、当該各号の地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者又はこれらの者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する政党、協会その他の団体に対してする政治活動に関する寄附について準用する。

- 一 地方公共団体から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金の交付の決定を受けた者(その者が会社その他の法人である場合にあっては、その役員)
- 二 地方公共団体から資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人の役員
- 三 会社その他の法人又は個人が資金の貸付けを受けている場合において、当該貸付けを行つている者が当該貸付けにつき地方公共団体から利子補給金の交付の決定を受け

たときの当該会社その他の法人の役員又は個人

四 地方公共団体から公有財産の無償又は低額の対価による譲渡又は貸付けを受けた者
(その者が会社その他の法人である場合にあっては、その役員)

何人も、第一項から第四項まで(前項において準用する場合を含む。)の規定に違反してされる寄附であることを知りながら、これを受けてはならない。

第二十二條の四 何人も、外国人、外国法人又は外国の団体から、政治活動に関する寄附を受けてはならない。

第二十二條の五 何人も、本人の名義以外の名義又は匿名で、政治活動に関する寄附をしてはならない。

何人も、前項の規定に違反してされる寄附を受けてはならない。

第一項の寄附に係る金銭又は物品の提供があつたときは、当該金銭又は物品の所有権は、国庫に帰属するものとし、その保管者は、政令で定めるところにより、速やかにこれを国庫に納付する手続をとらなければならない。

第二十六條を次のように改める。

第二十六條 次の各号の一に該当する者(その者が会社、政党その他の団体である場合にあっては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)は、五年以下の禁錮又は五千元以上十万元以下の罰金に処する。

- 一 第二十二條第一項、第二十二條の二第一項(同條第三項において準用する場合を含む。)若しくは第二項、第二十二條の三第一項から第四項まで(同條第五項において準用する場合を含む。)又は第二十二條の五第一項の規定に違反して寄附をした者
- 二 第二十二條第二項、第二十二條の二第四項、第二十二條の三第六項、第二十二條の四又は第二十二條の五第二項の規定に違反して寄附を受けた者

附 則

(施行期日等)

- 1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。
- 2 改正後の政治資金規正法(以下「新法」という。)第九条から第十二条までの規定は、この法律の施行の日以後の最初の一月一日又は七月一日から適用し、同日の前日までの間に係る政党、協会その他の団体及びその支部の収入及び支出並びに政党、協会その他の団体のためにその代表者等と意思を通じて受けた寄附及びした支出に関しては、なお従前の例による。
- 3 新法第十三条及び第十九条の規定は、この法律の施行の日以後に行われる選挙に関して適用し、同日前行われる選挙に関しては、なお従前の例による。
(経過規定)
- 4 この法律の施行の際現に存する法人その他の団体又はその支部でこの法律の施行により新たに新法第三条に規定する政党、協会その他の団体又はその支部に該当することとなるものは、この法律の施行の日から七日以内に、新法第六条(新法第十八条において

準用する場合を含む。)の規定による届出をしなければならない。

- 5 前項の法人その他の団体は、この法律の施行の日から七日を経過する日までの間(その期間内に同項の規定による届出をしたときはその時までの間)は、新法第六条の規定による届出をしたものとみなす。

(罰則等の経過措置)

- 6 この法律の施行前にした行為及び附則第二項又は第三項の規定により従前の例によることとされる事項に関してした行為については、改正前の政治資金規正法及び改正前の公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十六章(他の法律において準用する場合を含む。)の規定の例による。

(政令への委任)

- 7 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(公職選挙法の一部改正)

- 8 公職選挙法の一部を次のように改正する。

目次中

「 第九十八條 削除

第九十九條 (特定の寄附の禁止) 」

を「第九十八條及び第九十九條 削除」に、

「 第九十九條の三 (公職の候補者等の關係会社等の寄附の禁止)

第九十九條の四 (公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の禁止) 」

を「第九十九條の三及び第九十九條の四 削除」に、「第二百條(特定人に対する寄附の勧誘、要求等の禁止)」を「第二百條(特定人に対する寄附の勧誘、要求の禁止)」に、「第二百一條(匿名の寄附等の禁止及び國庫歸屬)」を「第二百一條 削除」に、

「 第二百四十九條の三 (公職の候補者等の關係会社等の寄附の制限違反)

第二百四十九條の四 (公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反) 」

を「第二百四十九條の三及び第二百四十九條の四 削除」に改める。

第九十八條及び第九十九條を次のように改める。

第九十八條及び第九十九條 削除

第九十九條の三及び第九十九條の四を次のように改める。

第九十九條の三及び第九十九條の四 削除

第九十九條の五第一項中「ただし、」の下に「政党又はその支部である者が」を加える。

第二百條を次のように改める。

(特定人に対する寄附の勧誘、要求の禁止)

第二百條 何人も、選挙に関し、政治資金規正法(昭和三十二年法律第九十四号)第二十二條の二第一項、第二項若しくは第三項((国等と請負關係等にある者の寄附の禁止))又は第二十二條の三第一項から第五項まで((国等から給付金を受けている

者等の寄附の禁止))に規定する者に対して寄附を勧誘し又は要求してはならない。
第二百一条を次のように改める。

第二百一条 削除

第二百四十八条及び第二百四十九条を次のように改める。

(寄附の制限違反)

第二百四十八条 次の各号の一に該当する者(その者が会社その他の団体である場合に
あつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)は、六年以下の禁錮
又は一万円以上十万円以下の罰金に処する。

一 選挙に関し、政治資金規正法第二十二条第一項((法人等の寄附の禁止))、第
二十二条の二第一項若しくは第二項((国等と請負関係等にある者の寄附の禁
止))、第二十二条の三第一項から第四項まで((国等から給付金を受けている者
等の寄附の禁止))又は第二十二条の五第一項((匿名等の寄附の禁止))の規定
に違反して寄附をした者

二 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙に関し、政治資金規正法第二十二条の二
第三項((地方公共団体と請負関係等にある者についての準用))において準用す
る同条第一項又は同法第二十二条の三第五項((地方公共団体から給付金を受け
ている者等についての準用))において準用する同条第一項から第四項までの規定に
違反して寄附をした者

(寄附の勧誘、要求等の制限違反)

第二百四十九条 次の各号の一に該当する者(その者が政党その他の団体である場合に
あつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)は、六年以下の禁錮
又は一万円以上十万円以下の罰金に処する。

一 第二百条((特定人に対する寄附の勧誘、要求の禁止))の規定に違反して寄附
を勧誘し又は要求した者

二 選挙に関し、政治資金規正法第二十二条第二項((法人等からの寄附の受領の禁
止))第二十二条の二第四項((国等と請負関係等にある者からの寄附の受領の禁
止))第二十二条の三第六項((国等から給付金を受けている者等からの寄附の受
領の禁止))、第二十二条の四((外国人等からの寄附の受領の禁止))又は第二
十二条の五第二項((匿名等の寄附の受領の禁止))の規定に違反して寄附を受け
た者

第二百四十九条の三及び第二百四十九条の四を次のように改める。

第二百四十九条の三及び第二百四十九条の四 削除

第二百五十一条、第二百五十三条の二第一項及び第二百五十四条中「、第二百四十九
条の三((公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反))、第二百四十九条の四
((公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反))を削る。

(漁業法の一部改正)

- 9 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。
第九十四条第一項後段の表の第二百五十一条の項、第二百五十三条の二第一項の項及び第二百五十四条の項中「、第二百四十九条の三、第二百四十九条の四」を削る。
（農業委員会等に関する法律の一部改正）
- 10 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。
第十一条後段の表の第二百五十一条の項、第二百五十三条の二第一項の項及び第二百五十四条の項中「、第二百四十九条の三（（公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反））、第二百四十九条の四（（公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反））」を削る。
（所得税法の一部改正等）
- 11 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。
第九条第一項第二十二号中「法人」を「政党又はその支部」に改める。
- 12 改正後の所得税法第九条第一項第二十二号の規定は、この法律の施行の日以後に取得する同号に掲げる金銭、物品その他の財産上の利益について適用し、同日前に取得した同号に掲げる金銭、物品その他の財産上の利益については、なお従前の例による。

理 由

政党、協会その他の団体等の政治活動の公明と公正を確保するため、会社、労働組合その他すべての団体の政治献金を禁止して政治資金は個人の寄附及び党費又は会費によるべきこととし、あわせて賛助費、資料頒布代等いかなる名義によるとを問わず資金援助を目的とされるものは寄附に当たる旨を明らかにし、そのほか特定の寄附を禁止するとともに政治資金に係る会計帳簿及び報告等に関する規定を合理化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。